

I 藤女子大学学位規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項並びに藤女子大学学則及び藤女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、藤女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

3 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第 3 条 修士論文（大学院学則第 18 条第 2 項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。）は、指定する期間内に研究科長に提出するものとする。

(審査の付託)

第 4 条 研究科長は、修士論文を受理したときは、学位授与の可否について、大学院学則第 12 条に規定する研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第 5 条 研究科委員会は、前条の修士論文が審査に付されたときは、審査委員会を設置し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 審査委員会は、3 人以上の審査委員（主査 1 人、副査 2 人以上）を選出し組織する。

3 前項の審査委員会には、必要に応じて研究科の教員以外の者を加えることができる。

(最終試験)

第 6 条 最終試験は、修士論文の審査に合格した者について、当該修士論文を中心として、関連科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査報告)

第 7 条 審査委員会は、修士論文の審査結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(審査決定)

第 8 条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の可否について決定する。

(学長への報告)

第 9 条 各学部長は、教授会における卒業判定結果について、学長に報告するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会の修了判定結果について、学長に報告するものとする。
(学位の授与)

第 10 条 学長は、第 2 条第 2 項に定める者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、第 2 条第 3 項に定める者に対しては、学位記を交付して修士の学位を授与する。

(学位記の専攻分野の名称)

第 11 条 学位記には、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記する。

(修士の学位の取り消し)

第 12 条 修士の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研究科委員会の議を経て、授与した修士の学位を取消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚辱する行為があったとき。

(様式)

第 13 条 学位記その他の様式は別表第 2 のとおりとする。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、2004 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1

学部（学科）・研究科（専攻）	学位	専攻分野の名称
文学部 英語文化学科 日本語・日本文学科 文化総合学科	学士	文学
人間生活学部 人間生活学科 食物栄養学科 保育学科	学士	人間生活学 食物栄養学 保育学
人間生活学研究科 人間生活学専攻 食物栄養学専攻	修士	人間生活学 食物栄養学

別表第2

1 第10条第1項による場合

第 号
卒業証書・学位記
氏 名
年 月 日生
本学〇〇〇〇学部〇〇〇〇学科 所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士(〇〇〇〇学)の 学位を授与する
年 月 日
藤女子大学長 氏 名 印

2 第10条第2項による場合

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院人間生活学研究科 〇〇〇〇学専攻の修士課程を 修了したので修士(〇〇〇〇学)の 学位を授与する
年 月 日
藤女子大学長 氏 名 印